

独立行政法人国立女性教育会館職員給与規程

制 定 平成13年 4月 1日

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人国立女性教育会館職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）の適用を受ける者（以下「職員」という。）について、同規則第13条の規定に基づき、その給与に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 職員の給与に関しては、この規程の定めによるほか、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他の法令に定めるところによる。

(給与の種類)

第3条 職員の給与は、基本給及び諸手当とし、それぞれ各号に定める区分により支給する。

- 一 基本給は、本給とする。
- 二 諸手当は、扶養手当、管理職手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、超過勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び在宅勤務手当とする。

(給与の支給日)

第4条 本給、扶養手当、管理職手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び在宅勤務手当は、その月の月額的全額を毎月17日（以下この項において「支給定日」という。）に、超過勤務手当及び管理職員特別勤務手当は、その月の分を翌月17日に支給する。ただし、支給定日が独立行政法人国立女性教育会館職員の勤務時間、休暇等に関する規程（以下「勤務時間等規程」という。）第4条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、支給定日前において、支給定日に最も近い休日でない日に支給する。ただし、14日以前となった場合には、18日以後において、最も支給定日に近い休日でない日に支給する。

- 2 通勤手当は第14条第6項の支給単位期間に係る最初の月の第1項に規定する給与の支給定日に支給する。
- 3 期末手当は、6月30日及び12月10日（以下この項においてこれらの日を「支給定日」という。）に支給する。ただし、支給定日が休日に当たるときは支給定日前において、支給定日に最も近い休日でない日に支給する。
- 4 勤勉手当は、6月30日及び12月10日（以下この項においてこれらの日を「支給定日」という。）に支給する。ただし支給定日が休日に当たるときは支給定日前において、支給定日に最も近い休日でない日に支給する。

(本給の決定)

第5条 職員の受ける本給は、所定の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮して、本給表に定める級及び号俸により決定する。

- 2 本給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各本給表の適用範囲は、それぞれ当該本給表に定めるところによる。
一般職本給表（別表第1）
研究職本給表（別表第2）
- 3 各本給表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容及びその級別の資格基準は、別に定める。

(初任給)

第6条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経歴等及び他の職員との権衡を考慮して、別に定めるところにより決定する。

(昇格)

第7条 勤務成績が良好な職員で別に定める昇格基準に達した者は、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。

2 職員を昇格させる場合、その者の号俸については、別に定めるところによる。

(昇給)

第8条 職員の昇給は、1月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数は4号俸とすることを標準として、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）が適用される国家公務員（以下、「給与法適用職員」という。）における昇給に関する人事院規則で定められる基準に倣い決定するものとする。

3 55歳を超える職員、一般職本給表の適用を受ける職員（以下「一般職本給表適用者」という。）でその職務の級が8級以上であるもの及び研究職本給表の適用を受ける職員（以下「研究職本給表適用者」という。）でその職務の級が5級以上であるものに関する前項の規定の適用については、その者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて、給与法適用職員に適用される人事院規則で定められる基準に倣い決定するものとする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

5 第1項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は給与法適用職員の例に準ずる。

(特別な場合の昇給)

第9条 前条第1項の規定にかかわらず、理事長は、特に考慮すべき事由があると認めるときには、前条第2項の規定による昇給をさせることができる。

2 前項の昇給の実施に関し必要な事項は別に定める。

(扶養手当)

第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）にかかる扶養手当は、一般職9級以上及び研究職6級である職員（以下「一般職9級以上職員等」という。）に対しては支給しない。

2 扶養親族の範囲は、次に掲げる親族及びこれに準ずる者であって、他に生計の途がなく、主として職員の扶養を受けている者とする。

- 一 満22才に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- 二 満22才に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- 三 満60才以上の父母及び祖父母
- 四 満22才に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- 五 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき13,000円、扶養親族たる父母等については一人につき6,500円（一般職8級及び研究職5級である職員（以下「一般職8級職員等」という。）にあつては、3,500円）とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 新たに職員となった者に扶養親族（一般職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る）がある場合、一般職9級以上職員等から一般職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。
- 一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（一般職9級以上職員等に扶養親族たる父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
 - 二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職9級以上職員等に扶養親族たる父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）
- 6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（一般職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る）がある場合においてはその者が職員となった日、一般職9級以上職員等から一般職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職9級以上職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（一般職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてはその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、若しくは解雇され、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日、一般職9級以上職員等以外の職員から一般職9級以上職員等となった職員に扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職9級以上職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実を生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 7 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
- 一 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合
 - 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る）で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
 - 三 扶養親族たる父母等及び扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある一般職9級以上職員等が一般職9級以上職員等以外の職員となった場合
 - 四 扶養親族たる父母等で第5項の規定による届出に係るものがある一般職8級職員等が一般職8級職員等及び一般職9級以上職員等以外の職員となった場合
 - 五 扶養親族たる父母等で第5項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で一般職9級以上職員等以外のものが一般職9級以上職員等となった場合

- 六 扶養親族たる父母等で第5項の規定による届出に係るものがある職員で一般職8級職員等及び一般職9級以上職員等以外のもが一般職8級職員等となった場合
- 七 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
- 8 前7項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(管理職手当)

第11条 管理職手当は次の各号に掲げる職員（以下「管理職員」という。）に支給する。

- 一 事務局長（ただし、役員が兼務する場合を除く。以下同じ。）
- 二 部長
- 三 課長
- 四 研究国際室長

2 管理職手当の月額、次の各号に掲げる職務の区分において、職務の級に応じて定めた額とする。

職務の区分	職務の級	支給額
一 事務局長（理事長が指定する者に限る。）		
	一般職9級	130,300円
	一般職8級	117,500円
二 事務局長	一般職10級	139,300円
	一般職9級	104,200円
	一般職8級	94,000円
	一般職7級	88,500円
三 部長（理事長が指定する者に限る。）		
	一般職7級	88,500円
四 部長	一般職7級	77,400円
	一般職6級	72,700円
五 課長、研究国際室長（理事長が指定する者に限る。）		
	一般職6級	72,700円
	一般職5級	69,400円
	一般職4級	64,800円
	研究職5級	90,500円
	研究職4級	78,400円
六 課長、研究国際室長	一般職6級	62,300円
	一般職5級	59,500円
	一般職4級	55,500円
	研究職6級	139,600円
	研究職5級	77,600円
	研究職4級	67,200円
	研究職3級	60,900円

- 3 前項の規定による額は、労基法第37条第4項に規定する深夜（午後10時から午前5時までの間）における勤務に対する割増賃金相当額を含むものとする。
- 4 管理職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（第22条第1項の場合及び業務上の傷病又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）（以下、「労災法」という。）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除く。）は、その月の管理職手当は支給しない。
- 5 第16条の規定は、管理職員には適用しない。

(地域手当)

第12条 地域手当は国家公務員の給与等を考慮して、本給、扶養手当及び管理職手当の月額
の合計額に、毎年、理事長が決定する地域手当の率を乗じて得た額を支給する。

2 給与法適用職員、特別職に属する国家公務員、独立行政法人の職員、地方公務員又は国家
公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人その他
これに準ずると認められるものに使用される者（以下「給与法適用職員等」という。）であつ
た者が、引き続き職員となった場合（この職員が当該異動の日の前日に在勤していた地域に
引き続き6か月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると理事長が
認める場合に限る。）において、前項で規定する地域手当の支給割合が当該異動の日の前日に
在勤していた地域に係る地域手当の支給割合に達しないこととなるときは、当該職員には、
当該採用の日から3年を経過するまでの間、本給、扶養手当及び管理職手当の月額
の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手
当を支給する。

- 一 当該採用の日から同日以後1年を経過する日までの期間は、採用前の支給割合
- 二 当該採用の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）は、
採用前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
- 三 当該異動等の日から同日以後3年を経過する日までの期間（前2号に掲げる期間を除
く。） 採用前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合

(広域異動手当)

第12条の2 職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務
箇所が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）
につき別に定めるところにより算定した勤務箇所間の距離（異動等の日の前日に在勤してい
た勤務箇所の所在地と当該異動等の直後に在勤する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。
以下この項において同じ。）及び住居と勤務箇所との間の距離（異動等の直前の住居と当該異
動等の直後に在勤する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）が
いずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と勤務箇所との間の距離が60キロメ
ートル未満である場合であつて、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と勤務箇所との間
の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として別に定める場
合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、本給、扶
養手当及び管理職手当の月額
の合計額に当該異動等に係る勤務箇所間の距離の次の各号に掲げ
る区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、
当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた勤務箇所への異動
等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合と
して別に定める場合は、この限りでない。

- 一 300キロメートル以上 100分の10
- 二 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動
等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から3年を経過する日までの間の
異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手
当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が
当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域
異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあつては当該再異動等の日以後は当初広域異
動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広
域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあつては当初広域異動等に係る広域
異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

3 検察官であつた者、給与特例法適用職員等であつた者その他別に定める者から引き続き本

給表の適用を受ける職員となった者（採用の事情等を考慮して別に定める者に限る。）又は異動等に準ずるものとして別に定める職員であって、これらに伴い勤務箇所に変更があったものには、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。

- 4 前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、第12条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前3項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前3項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。
- 5 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

（住居手当）

第13条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- 一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国から貸与された宿舎に居住している職員その他別に定める職員を除く。）
- 二 第15条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅（国から貸与された宿舎その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員
- 2 住居手当の月額額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては当該各号に掲げる額の合計額）とする。
 - 一 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 - イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
 - ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額
 - 二 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（通勤手当）

第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- 二 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であ

るものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。)

二 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000 円

ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200 円

ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100 円

ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000 円

ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900 円

ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800 円

ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700 円

チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600 円

リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400 円

ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200 円

ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000 円

ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800 円

ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600 円

三 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

3 勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務箇所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）。)

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、新たに本給表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額

が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

- 6 通勤手当を支給される職員につき、退職その他の理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。
- 7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として理事長が別に定める期間（自動車等に係る通勤手当については、1か月）をいう。
- 8 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

（単身赴任手当）

- 第15条 勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務箇所の移転の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合には、この限りではない。
- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（別に定めるところにより算出した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が別に定める距離以上である職員にあつては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。
 - 3 新たに本給表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
 - 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（超過勤務手当）

- 第16条 勤務時間等規程第3条から第6条の4までの規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えて行った次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ次の各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
- 一 所定の勤務日における勤務 100分の125（1か月60時間を超える部分については100分の150）
 - 二 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135
- 2 前項第1号カッコ書に規定する60時間を超える部分の算定においては、勤務時間等規程第4条第1項第2号ないし第5号の休日を含む当該週の勤務時間が38時間45分を超える部分を含むものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第17条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、本給の月額、これに対する地域手当、広域異動手当の月額の合計額を当該年度における1か月平均所定勤務時間数で除して得た額とする。

(管理職員特別勤務手当)

第18条 管理職員(ただし、役員が兼務する場合を除く。以下同じ。)が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(休日に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して別に定める勤務をした職員にあってはその額に100分の150を乗じて得た額)とする。

一 第1項に規定する場合 勤務1回につき12,000円を超えない範囲内において別に定める額とする。

二 第2項に規定する場合 勤務1回につき6,000円を超えない範囲内において別に定める額とする。

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

(期末手当)

第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下、この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ第4条第2項で定める日(以下この条において「支給定日」という。)に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した場合(第3項第2号に定める職員を除く。)についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当、広域異動手当の月額の合計額(次表(1)に定める職員にあっては、本給月額及びこれに対する地域手当、広域異動手当の月額の合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額(次表(2)に定める職員にあっては、その額に本給の月額に同表の職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。以下次条において同じ。)を基礎として、100分の125を乗じて得た額(一般職7級以上及び研究職5級以上の職員(以下「特定管理職員」という。)にあっては100分の105を乗じて得た額)に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次表(3)に定める割合を乗じて得た額とする。

表(1) 職制上の段階、職務の級等による加算率

① 一般職本給表適用者

職務の級	加算率
一般職8級以上	100分の20
一般職7級及び6級	100分の15
一般職5級及び4級	100分の10
一般職3級	100分の5

② 研究職本給表適用者

職務の級	加算率
研究職 5 級以上	1 0 0 分の 1 5 (理事長が別に定める職員にあっては 1 0 0 分の 2 0)
研究職 4 級及び 3 級	1 0 0 分の 1 0
研究職 2 級 (理事長が定める職員に限る)	1 0 0 分の 5

表 (2) 管理職員の地位にある職員の本給の月額割増率

職務の級	管理職手当の区分 (第 1 1 条第 2 項)	割増率
一般職 7 級以上又は 研究職 5 級以上	一	1 0 0 分の 2 5
	一以外	1 0 0 分の 1 5

表 (3) 在職期間別支給割合

在職期間	割合
6 か月	1 0 0 分の 1 0 0
5 か月以上 6 か月未満	1 0 0 分の 8 0
3 か月以上 5 か月未満	1 0 0 分の 6 0
3 か月未満	1 0 0 分の 3 0

3 職員が次の各号の一に該当する場合は、期末手当は支給しない。

一 基準日に在籍する職員のうち、次に掲げる職員

イ 無給休職者 (職員就業規則第 2 2 条により休職にされている職員のうち、給与の支給を受けてない職員をいう。)

ロ 刑事休職者 (職員就業規則第 2 2 条第 1 項第 2 号により休職にされている職員をいう。)

ハ 停職者 (職員就業規則第 4 3 条第 4 号により停職にされている職員をいう。)

ニ 独立行政法人国立女性教育会館職員育児・介護休業等に関する規程 (以下、「職員育児・介護休業規程」という。) 第 3 条及び第 1 1 条により育児休業又は介護休業をしている職員のうち、基準日以前 6 か月以内の期間において勤務した期間がない職員

ホ 独立行政法人国立女性教育会館職員の配偶者同行休業に関する規程により配偶者同行休業をしている職員 (以下、「配偶者同行休業職員」という。)

二 基準日前 1 か月以内に退職し、又は解雇された職員のうち、次に掲げる職員

イ 職員就業規則第 4 3 条第 6 号により懲戒解雇された職員

ロ 退職し、又は解雇された日において前号に該当する職員

ハ 引き続き給与法適用職員等となるために退職した職員 (当該機関等が同様の手当の支給において、独立行政法人国立女性教育会館の職員在職期間を通算することとしている場合に限る。)

ニ 退職し、又は解雇された日から当該支給定日前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられた職員

三 基準日から当該基準日に対応する支給定日の前日までの間に退職し、又は解雇された職員 (第 1 号に掲げる者を除く。) のうち、次に掲げる職員

イ 職員就業規則第 3 5 条第 2 項により解雇された職員

ロ 退職し、又は解雇された日から当該支給定日前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられた職員

四 前 3 号に規定する職員以外で次に掲げる職員

イ 次項により期末手当の支給を一時差し止め処分を受けた者で、その者の在職期間中の

行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた職員

- 4 支給定日に期末手当を支給されることとなっていた職員で当該支給定日の前日までに退職し、又は解雇された者が、退職し、又は解雇された日から当該支給定日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
- 一 刑事事件に関して起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に定める略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合
 - 二 刑事事件に関して逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づき、その者に犯罪があると思料するに至った場合
 - 三 職員就業規則第42条第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当し、懲戒解雇又は諭旨解雇に相当すると思料するに至った場合
- 5 前4項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（勤勉手当）

第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて第4条第3項で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した場合（前条第3項第2号に定める職員を除く。）についても同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下この項に同じ。）において職員が受けるべき本給月額及びこれに対する地域手当、広域異動手当の月額の合計額（次表（1）に定める職員にあっては、本給月額及びこれに対する地域手当、広域異動手当の月額の合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額（次表（2）に定める職員にあっては、その額に本給の月額に同表の職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。以下「勤勉手当基礎額」という。）を基礎として理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の総額は、その者に所属する前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当、広域異動手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

表（1）職制上の段階、職務の級等による加算率

① 一般職本給表適用者

職務の級	加算率
一般職8級以上	100分の20
一般職7級及び6級	100分の15
一般職5級及び4級	100分の10
一般職3級	100分の5

② 研究職本給表適用者

職務の級	加算率
研究職5級以上	100分の15（理事長が別に定める職員にあっては100分の20）
研究職4級及び3級	100分の10
研究職2級（理事長が定める職員に限る）	100分の5

表（２）管理職員の地位にある職員の本給の月額割増率

職務の級	管理職手当の区分 (第１１条第２項)	割増率
一般職７級以上又は 研究職５級以上	一	１００分の２５
	一以外	１００分の１５

- ３ 前条第３項の規定は、同項第１号中イ及びロを「休職にされている者（第２２条第１項の休職者を除く。）」に読み替えて勤勉手当の支給に準用する。
- ４ 前条第４項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。
- ５ 前４項の規定に関するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（在宅勤務手当）

第２０条の２ 独立行政法人国立女性教育会館テレワーク実施要領により在宅勤務を実施する職員のうち、３か月以上の期間について１か月当たり平均１０日を超えて在宅勤務する職員には、在宅勤務手当を支給する。

- ２ 在宅勤務手当の月額は、３，０００円とする。
- ３ 前２項に規定するもののほか、在宅勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（有期雇用職員の給与）

第２１条 有期雇用職員については、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で別に定めるところにより給与を支給する。

- ２ 有期雇用職員には、前項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

（休職者等の給与）

第２２条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合には、その休職又は病気休暇の期間中、給与の全額（労基法第７６条による休業補償及び労災法第１４条による休業補償給付を受ける額及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和４９年労働省令第３０号）第３条による休業特別支給金を受ける額に相当する額を除く額）を支給する。

- ２ 職員が前項の傷病以外の傷病により休職にされたときは、その休職期間が１年（結核性疾患にあつては２年）に達するまでは、本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ１００分の８０を支給することができる。
- ３ 職員が職員就業規則第２２条第１項第２号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ１００分の６０以内を支給することができる。
- ４ 職員が職員就業規則第２２条第１項第３号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ１００分の７０以内（当該職員が業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められるときには１００分の１００以内）を支給することができる。
- ５ 職員が職員就業規則第２２条第１項第５号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ１００分の７０以内を支給することができる。
- ６ 休職者の給与については、他の規則に別段の定めがない限り、第１項から前項に定める給与の他はいかなる給与も支給しない。

（復職時の調整）

第２３条 休職していた職員が職務に復帰した場合は、別に定めるところにより、その号俸を

調整することができる。

（育児・介護休業の給与）

第24条 職員育児・介護休業規程第3条に規定する育児休業、第8条の2に規定する出生時育児休業及び第11条に規定する介護休業（以下「育児・介護休業」という。）をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 育児・介護休業をしている期間については、給与を支給しない。
- 二 育児・介護休業をしている職員のうち、次に掲げるものに該当する職員については前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給することができる。
 - イ 第19条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（休暇の期間その他勤務しないことに承認のあったこれに相当する期間を含む。）がある職員
 - ロ 第20条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員
- 三 前号イの「これに相当する期間」には、次に掲げる期間を含めない。
 - イ 職員就業規則第43条第4号により停職する期間
 - ロ 有期雇用職員であった期間のうち、短時間勤務の職員であった期間
- 四 育児・介護休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、別に定めるところにより、号俸を調整することができる。
- 五 職員が部分休業（職員育児・介護休業規程第17条に規定する育児部分休業及び第18条に規定する介護部分休業をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第24条の2 配偶者同行休業職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。
- 二 配偶者同行休業職員が職務に復帰した場合には、別に定めるところにより、号俸を調整することができる。

第24条の3 前2条の規定にかかわらず、職員育児・介護休業規程第8条の7又は職員の配偶者同行休業に関する規程第7条に基づき就業した場合は、勤務1時間当たりの給与額に勤務した時間を乗じて得た額を給与として支給する。

- 2 前項に規定する勤務1時間当たりの給与額は第17条に定める額とし、勤務時間数は、その給与期間の全時間数によって計算するものとする。

（給与の減額）

第25条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき、特に承認があった場合を除き、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

（日割計算）

第26条 新たに職員となった者には、その日から本給を支給し、昇格等により、本給月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた本給を支給する。

- 2 職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの本給を支給する。
- 3 職員が死亡した場合には、その月までの本給を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により、本給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その本給額は、その月の現日数から勤務を要しない日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 5 前4項の規定は、管理職手当、地域手当及び広域異動手当の支給について準用する。

(端数計算)

第27条 第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第28条 この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、前条に規定する場合を除きこれを切り捨てるものとする。

(給与の支払)

第29条 職員の給与は、通貨で直接職員にその全額を支払うものとする。ただし、法令又は労基法第24条に基づく協定により控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、職員が給与の全部又は一部につき自己の預貯金口座への振り込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(人事交流での出向による職員の給与の調整)

第30条 人事交流による国立大学法人等からの出向者の給与について、理事長は当該出向直前に当人が受けていた給与を勘案し、必要と認められる範囲内において調整を行うことができる。

2 前項の実施に関して必要な事項は別に定める。

3 第1項に定める調整は、当該調整を受ける職員が、人事交流による出向者でなくなった場合には適用しない。

(実施に関し必要な事項)

第31条 この規程及び関係細則等に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は、給与法適用職員の例により理事長が決定する。

(この規程により難い場合の措置)

第32条 特別の事情によりこの規程によることが出来ない場合又はこの規程によることが著しく不適当であると理事長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(特定の級の切替え)

2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその職員が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、当該の職員について、そのいずれの級となるかは理事長が決定する。

(号俸の切替え)

3 切替日の前日において改正前の規程における本給表の適用を受けていた職員の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は、次項及び第5項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその職員が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。)及びその職員が旧号俸を受けていた期間(理事長が別に定めるところにより当該期間を決定する職員にあっては、

その期間。以下「経過期間」という。) に応じて附則別表第2に定める号俸とし、前項後段の規定により新級を決定される職員の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第3に定める。

(職務の級における最高の号俸を超える号俸の切替え)

- 4 切替日の前日において、職務の級における最高の号俸を超える号俸を受けていた職員の切替日における号俸又は本給月額、給与法適用職員の例により理事長が決定する。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるところによりこれに準ずるものとした職員の新号俸については、その職員が切替日において職務の級の異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長は別に定めるところにより必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

- 6 附則第2条から前条までの規定に適用については、職員の属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は本給月額は、改正前の規程に従って定められたものでなければならない。

(本給の切替えに伴う経過措置)

- 7 切替日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額(平成21年12月1日付け改正附則2(第1号において「平成21年改正」という。)の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるものには、平成26年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額(平成22年12月1日付け改正附則第2項に定める職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を本給として支給する。
 - 一 平成21年改正附則2第1号に規定する減額改定対象職員 100分の99.1
 - 二 前号に掲げる職員以外の職員 100分の99.34

附 則

この規程は、平成18年7月1日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 当該施行後における第11条の規定による管理職手当の額が、改正前の管理職手当の額に達しない場合には、当該管理職手当のほか、改正前の管理職手当との差額に相当する額に、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加えて管理職手当として支給する。
 - 一 平成19年4月1日～平成20年3月31日まで 100分の100
 - 二 平成20年4月1日～平成21年3月31日まで 100分の75
 - 三 平成21年4月1日～平成22年3月31日まで 100分の50
 - 四 平成22年4月1日～平成23年3月31日まで 100分の25
- 3 当該施行後平成20年3月31日までの間においては、第12条の2第1項第一号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第二号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成19年12月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 2 前項において、平成19年6月期における第20条の取扱いについては、同条第2項中「100分の77.5」は「100分の72.5」と、「100分の97.5」は「100分の92.5」とする。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年5月29日から施行する。

(平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

- 2 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当については、第19条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、「100分の125」とあるのは「100分の110」と、第20条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。
- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、改正後の給与規程第19条第2項により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - 一 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される本給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の本給表、職務の級及び号俸に掲げるものであるもの（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者）にあっては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき本給、管理職手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当（給与規程第15条第2項に規定する別に定める額を除く。）の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする）に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間にあっては、当該月数から当該期間減じた月数）を乗じて得た額
 - 一般職 1級 1号俸から56号俸まで
 - 一般職 2級 1号俸から24号俸まで
 - 一般職 3級 1号俸から8号俸まで
 - 研究職 1級 1号俸から56号俸まで
 - 研究職 2級 1号俸から32号俸まで
 - 二 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする）

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日までの間、職員（次に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

職務の級

一般職6級

研究職5級

- 一 本給月額 当該特定職員の本給月額（当該特定職員が第25条第2項の規定の適用を受ける者である場合にあっては同規定により半額を減ぜられた本給月額、以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の本給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の本給月額（当該特定職員が）に達しない場合（以下、「最低号俸に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の本給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の本給月額を減じた額（以下、「本給月額減額基礎額」という。）
- 二 地域手当 当該特定職員の本給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）
- 三 広域異動手当 当該特定職員の本給月額に対する広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する広域異動手当の月額）
- 四 期末手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額に対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（第19条第2項に規定する表（1）に定める職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額（同項に規定する表（2）に定める職員にあっては、その額に本給月額に同表の職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各表以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当にかかる同項に規定する表（3）に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額（第19条第2項に規定する表（1）に定める職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額（同項に規定する表（2）に定める職員にあっては、その額に本給月額に同表の職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各表以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当にかかる同項に規定する表（3）に定める割合を乗じて得た額）
- 五 勤勉手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額に対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第20条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第20条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額）

- 六 第22条第1項から第5項までの規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 第22条第1項 前各号に定める額
- ロ 第22条第2項 第1号から第4号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
- ハ 第22条第3項 第1号から第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ニ 第22条第4項又は第5項 第1号から第4号までに定める額に、各項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- 3 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。
- 4 改正附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第16条第1項又は第25条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第17条の規程にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給の月額、これに対する地域手当、広域異動手当の月額の合計額を当該年度における1か月平均所定勤務時間数で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当の月額の合計額を当該年度における1か月平均所定勤務時間数で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。
- 5 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間、第20条第2項後段に定める額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、同項に掲げる職員で改正附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に6月に支給する場合は100分の1.125（特定管理職員にあっては100分の1.425）、12月に支給する場合は100分の1.275（特定管理職員にあっては100分の1.575）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に6月に支給する場合は100分の75（特定管理職員にあっては100分の95）、12月に支給する場合は100分の85（特定管理職員にあっては100分の105）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。
- 6 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間、第20条第2項後段に定める額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、同項に掲げる職員で改正附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.2（特定管理職員にあっては100分の1.5）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の80（特定管理職員にあっては100分の100）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。
- 7 平成22年12月に支給する期末手当の額は、改正後の給与規程第19条第2項若しくは第22条第1項から第5項まで若しくは改正附則第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
- 一 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される本給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の本給表、職務の級及び号俸に掲げるものであるもの（改正後の改正附則第2項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、平成18年4月1日付け改正附則第7項の適用を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者にあっては、その減額改定対象職員となった日）において、減額改定対象職員が受けるべき本給、管理職手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当（給与規程第15条第2項に規定する別に定める額を除く。）の月額の合計額に100分の0.28を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする）に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、本給を

支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間にあっては、当該月数から当該期間減じた月数) を乗じて得た額

一般職	1 級	1 号俸から 9 3 号俸まで
一般職	2 級	1 号俸から 6 4 号俸まで
一般職	3 級	1 号俸から 4 8 号俸まで
一般職	4 級	1 号俸から 3 2 号俸まで
一般職	5 級	1 号俸から 2 4 号俸まで
一般職	6 級	1 号俸から 1 6 号俸まで
一般職	7 級	1 号俸から 4 号俸まで
研究職	1 級	1 号俸から 9 6 号俸まで
研究職	2 級	1 号俸から 7 2 号俸まで
研究職	3 級	1 号俸から 4 0 号俸まで
研究職	4 級	1 号俸から 2 4 号俸まで
研究職	5 級	1 号俸から 4 号俸まで

- 二 平成 2 2 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 1 0 0 分の 0. 2 8 を乗じて得た額 (その額に 1 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする)

(平成 2 2 年 4 月 1 日前に 5 5 歳に達した職員に関する読替え)

- 8 平成 2 2 年 4 月 1 日前に 5 5 歳に達した職員に対する改正後の改正附則第 2 項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が 5 5 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日」とあるのは、「本改正の施行の日」と、「5 5 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後」とあるのは「同日後」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。
(平成 2 3 年 4 月 1 日における号俸の調整)
- 2 平成 2 3 年 4 月 1 日において 4 3 歳に満たない職員のうち、平成 2 2 年 1 月 1 日において給与規程第 8 条第 1 項の規定により昇給した職員の平成 2 3 年 4 月 1 日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の一号俸上位の号俸とする。

附 則

- 1 この規程は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。
- (平成 2 4 年 4 月 1 日、平成 2 5 年 4 月 1 日、平成 2 6 年 4 月 1 日における号俸の調整)
- 2 平成 2 4 年 4 月 1 日において 3 6 歳に満たない職員のうち、当該職員の平成 1 9 年 1 月 1 日、平成 2 0 年 1 月 1 日及び平成 2 1 年 1 月 1 日の職員給与規程第 8 条第 1 項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況 (以下この条において「調整考慮事項」という。) を考慮して調整の必要があるものとして人事院規則 9 - 1 3 2 に定められる職員に相当する職員の平成 2 4 年 4 月 1 日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の一号俸 (職員の調整事項を考慮して特に調整の必要があるものとして人事院規則 9 - 1 3 2 に定められる職員に相当する職員にあっては、2 号俸) 上位の号俸とする。
- 3 平成 2 5 年 4 月 1 日において 3 9 歳に満たない職員のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成 2 4 年 4 月 1 日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして人事院規則 9 - 1 3 3 で定められる職員に相当する職員の平成 2 5 年 4 月 1 日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸 (職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして人事院規則 9 - 1 3 3 で定められ

る職員に相当する職員にあつては、2号俸)上位の号俸とする。

- 4 平成26年4月1日において45歳に満たない職員のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして人事院規則9-134で定められる職員に相当する職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして人事院規則9-134で定められる職員に相当する職員にあつては、2号俸)上位の号俸とする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年11月25日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- 2 平成27年1月1日における第8条第2項の適用については、同項中に「4号俸」とあるのは「3号俸」と、「3号俸」とあるのは「2号俸」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの、第12条の2第1項の適用については、同項中に「100分の10」とあるのは「100分の8」と、「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。
- 3 切替日前に職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する第12条の2第1項の適用については、同項中に「100分の10」とあるのは「100分の6」とし、「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。
- 4 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの、第15条第2項の適用については、同項中に「30,000円」とあるのは「26,000円」とする。

(本給の切替えに伴う経過措置)

- 5 切替日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額(給与法附則第8項の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員(再雇用職員を除く。)のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を本給として支給する。
- 6 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、同項の規定に準じて、本給を支給する。
- 7 切替日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を

考慮して前2項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前2項の規定に準じて、本給を支給する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年2月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの、第20条第2項の適用については、同項中に「100分の80（特定管理職員にあっては、100分の100）」とあるのは6月に支給する場合においては「100分の75（特定管理職員にあっては、100分の95）」とし、12月に支給する場合においては「100分の85（特定管理職員にあっては、100分の105）」とする。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年12月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。ただし、第10条については平成29年4月1日から、第20条については平成28年11月24日から適用する。
(平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)
- 2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、職員給与規程第10条第1項ただし書及び第10条第7項第3号から第6号までの規定は適用せず、職員給与規程第10条第3項、第5項、第6項及び第7項の規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき6,500円（一般職8級及び研究職5級である職員（以下「一般職8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき1万円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については1万円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち一人については1万円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については一人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がいない場合にあっては、そのうち一人については9,000円）」と、第5項中「扶養親族（一般職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職9級以上職員等から一般職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（一般職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。） 三 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。） 四 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」と、第6項中「扶養親族（一般職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職9級以上職員等から一般

職 9 級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職 9 級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般職 9 級以上職員等以外の職員から一般職 9 級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職 9 級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、第 7 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号若しくは第 7 号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第 5 項第 3 号若しくは第 4 号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第 5 項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第 2 号中「扶養親族（一般職 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

（平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する特例）

- 3 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間は、職員給与規程第 10 条第 1 項ただし書及び第 10 条第 7 項第 3 号から第 6 号までの規定は適用せず、職員給与規程第 10 条第 3 項、第 5 項、第 6 項及び第 7 項の規定の適用については、第 3 項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（一般職 8 級及び研究職 5 級である職員（以下「一般職 8 級職員等」という。）にあつては、3, 500 円）、前項第 2 号」とあるのは「、同項第 2 号」と、第 5 項中「扶養親族（一般職 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職 9 級以上職員等から一般職 9 級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、第 5 項第 1 号中「場合（一般職 9 級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第 2 号中「場合及び一般職 9 級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第 6 項中「扶養親族（一般職 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職 9 級以上職員等から一般職 9 級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職 9 級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般職 9 級以上職員等以外の職員から一般職 9 級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職 9 級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、第 7 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号又は第 7 号」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、同項第 2 号中「扶養親族（一般職 9 級以上職員等

にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 4 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間は、職員給与規定第10条第1項ただし書並びに第10条第7項第3号及び第5号の規定は適用せず、職員給与規定第10条第3項、第5項、第6項及び第7項の規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。））」と、「8級」とあるのは「8级以上」と、「一般職8級職員等」とあるのは「一般職8级以上職員等」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、第5項中「扶養親族（一般職9级以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職9级以上職員等から一般職9级以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（一般職9级以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般職9级以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第6項中「扶養親族（一般職9级以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職9级以上職員等から一般職9级以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職9级以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般職9级以上職員等以外の職員から一般職9级以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職9级以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（一般職9级以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「一般職8級職員等が一般職8級職員等及び一般職9级以上職員等」とあるのは「一般職8级以上職員等が一般職8级以上職員等」と、同項第6号中「一般職8級職員等及び一般職9级以上職員等」とあるのは「一般職8级以上職員等」と、「が一般職8級職員等」とあるのは「が一般職8级以上職員等」とする。
- 5 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの、第20条第2項の適用については、同項中に「100分の85（特定管理職員にあつては、105分の105）」とあるのは6月に支給する場合においては「100分の80（特定管理職員にあつては、100分の100）」とし、12月に支給する場合においては「100分の90（特定管理職員にあつては、100分の110）」とする。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年2月6日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの、第20条第2項の適用については、同項中に「100分の90（特定管理職員にあつては、100分の110）」とあるのは6月に支給する場合においては「100分の85（特定管理職員にあつては、100分の105）」とし、12月に支給する場合においては「100分の95（特定管理職員にあつては、100分の115）」とする。
- 3 平成30年4月1日において37歳に満たない職員のうち、平成27年1月1日において第8条第1項により昇給した職員の平成30年4月1日における号俸は、この項の規定の適

用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則

- 1 この規程は、平成31年1月7日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの、第19条第2項の適用については、同項中に「100分の130」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とし、「100分の110」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5」とする。
- 3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの、第20条第2項の適用については、同項中に「100分の92.5（特定管理職員にあっては、100分の112.5）」とあるのは6月に支給する場合においては「100分の90（特定管理職員にあっては、100分の110）」とし、12月に支給する場合においては「100分の95（特定管理職員にあっては、100分の115）」とする。

附 則

- 1 この規程は、令和元年12月24日から施行し、平成31年4月1日から適用する。ただし、第13条の適用については、令和2年4月1日から適用する。
- 2 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの、第20条第2項の適用については、同項中に「100分の95（特定管理職員にあっては、100分の115）」とあるのは6月に支給する場合においては「100分の92.5（特定管理職員にあっては、100分の112.5）」とし、12月に支給する場合においては「100分の97.5（特定管理職員にあっては、100分の117.5）」とする。
- 3 改正前の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、改正後においても引き続き当該住居手当に係る住宅を借り受け、家賃を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、改正後の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。
 - 一 改正後の給与規程第13条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
 - 二 旧手当額から改正後の給与規程第13条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

附 則

- 1 この規程は、令和2年11月26日から施行する。
- 2 第19条第2項の適用については、同項中に「100分の127.5」、「100分の107.5」とあるのは令和2年12月に支給する場合においてはそれぞれ「100分の125」、「100分の105」とする。

附 則

- 1 この規程は、令和4年5月12日から施行する。
- 2 第19条第2項の適用については、同項中に「100分の120」、「100分の100」とあるのは令和4年6月に支給する場合においてはそれぞれ「100分の105」、「100分の85」とする。

附 則

- 1 この規程は、令和4年12月21日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの、第20条第2項の適用については、同項中に「100分の100（特定管理職員にあっては、100分の120）」とあるのは6月

に支給する場合においては「100分の95（特定管理職員にあっては、100分の115）」とし、12月に支給する場合においては「100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）」とする。

附 則

- 1 この規程は、令和6年1月18日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 第19条第2項の適用については、令和5年6月に支給する場合においては同項中に「100分の122.5」とあるのは「100分の120」、「100分の102.5」とあるのは「100分の100」、令和5年12月に支給する場合においては同項中に「100分の122.5」とあるのは「100分の125」、「100分の102.5」とあるのは「100分の105」とする。
- 3 第20条第2項の適用については、同項中に「100分の102.5（特定管理職員にあっては、100分の122.5）」とあるのは令和5年6月に支給する場合においては「100分の100（特定管理職員にあっては、100分の120）」とし、令和5年12月に支給する場合においては「100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）」とする。

附 則

この規程は令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年12月3日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和7年2月13日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
- 2 第19条第2項の適用については、令和6年6月に支給する場合においては同項中に「100分の125」とあるのは「100分の122.5」、「100分の105」とあるのは「100分の102.5」、令和6年12月に支給する場合においては同項中に「100分の125」とあるのは「100分の127.5」、「100分の105」とあるのは「100分の107.5」とする。
- 3 第20条第2項の適用については、同項中に「100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）」とあるのは令和6年6月に支給する場合においては「100分の102.5（特定管理職員にあっては、100分の122.5）」とし、令和6年12月に支給する場合においては「100分の107.5（特定管理職員にあっては、100分の127.5）」とする。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、職員の本給月額、職員（研究員を除く）が60歳、研究員（研究国際室長を除く）が63歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、その者に適用される本給表の号俸に応じた額に100の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 3 前項の規定は、独立行政法人国立女性教育会館職員の管理職勤務上限年齢による降任等に関する規程（以下「管理職上限年齢規定」という。）第4条第1項又は第2項の規定により管理職上限年齢規程第2条第1項に規定する異動期間（同規程第4条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同規程第2条第1項に規定する管理職を占める職員には適用しない。

- 4 管理職上限年齢規定により降任された職員であって降任をされた日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員のうち、附則第2項の規程により当該職員の受ける本給月額（以下「特定日本給月額」という。）が異動日の前日に当該職員が得ていた本給月額に100の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下「基礎本給月額」という。）に達しない職員は、当分の間、特定日以降、本給月額のほか、基礎本給月額と特定日本給月額との差額に相当する額を本給として支給する。
- 5 前項の規定による本給の額と当該本給を支給される職員の受ける本給月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号俸の本給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎本給月額と特定日本給月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号俸の本給月額と当該職員の受ける本給月額」とする。

附 則

第1条 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

（号俸の切替え）

第2条 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において一般職本給表及び研究職本給表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号俸（次条及び同表において「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸（同表において「旧号俸」という。）に応じて同表に定める号俸とする。

（切替日前の異動者の号俸の調整）

第3条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員の新号俸については、その者が切替日において当該異動をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

第4条 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後の職員給与規程第10条の規定の適用については、同条第2項中「五 重度心身障害者」とあるのは「五 重度心身障害者／六 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

第5条 切替日から令和7年5月31日までの間における第19条第3項第2号ニ、第3号ロ、第4号イ及び第4項第1号の規定の適用については、「拘禁刑」とあるのは「禁錮」とする。

別表 号俸の切替表

一般職本給表の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸							
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			
51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			

54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90							
95	91							
96	92							
97	93							
98	94							
99	95							
100	96							
101	97							
102	98							
103	99							
104	100							
105	101							
106	102							
107	103							
108	104							
109	105							
110	106							

111	107							
112	108							
113	109							

研究職本給表の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	2	1	1	2
11	3	1	1	2
12	4	1	1	2
13	5	1	1	2
14	6	1	1	3
15	7	1	1	3
16	8	1	1	3
17	9	1	1	3
18	10	2	1	3
19	11	3	1	4
20	12	4	1	4
21	13	5	2	4
22	14	6	2	
23	15	7	2	
24	16	8	2	
25	17	9	3	
26	18	10	3	
27	19	11	3	
28	20	12	3	
29	21	13	4	
30	22	14	4	
31	23	15	4	
32	24	16	4	
33	25	17	5	
34	26	18	5	
35	27	19	5	
36	28	20	5	
37	29	21	6	
38	30	22	6	
39	31	23	6	
40	32	24	6	
41	33	25	7	
42	34	26	7	
43	35	27	7	
44	36	28	7	
45	37	29	8	
46	38	30	8	
47	39	31	8	
48	40	32	8	
49	41	33	8	
50	42	34	9	
51	43	35	9	
52	44	36	9	
53	45	37	9	

54	46	38	9	
55	47	39	9	
56	48	40	10	
57	49	41	10	
58	50	42	10	
59	51	43	10	
60	52	44	10	
61	53	45	10	
62	54	46	10	
63	55	47	11	
64	56	48	11	
65	57	49	11	
66	58	50	11	
67	59	51	11	
68	60	52	11	
69	61	53	11	
70	62	54	12	
71	63	55	12	
72	64	56	12	
73	65	57	12	
74	66			
75	67			
76	68			
77	69			
78	70			
79	71			
80	72			
81	73			
82	74			
83	75			
84	76			
85	77			
86	78			
87	79			
88	80			
89	81			

(別表第1)

一般職本給表(第5条関係)【令和7年4月1日施行】

職務 の級	職員の 区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	再雇用職員以外の職員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1		183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200	550,800
2		184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100	558,000
3		185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300	564,100
4		186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600	569,100
5		188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100	573,100
6		189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100
7		191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400	578,600
8		192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900	580,600
9		194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900	
10		196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200			
11		197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			
12		199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			
13		201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			
14		202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			
15		204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			
16		206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			
17		207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700			
18		209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000			
19		210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300			
20		212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500			
21		213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700			
22		215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500			
23		216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300			
24		218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100			
25		220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700			
26		221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300			
27		223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900			
28		224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500			
29		225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200			
30		226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000			
31		227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400			
32		228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100			
33		230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600			
34		231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000			
35		232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400			
36		233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800			
37		234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200			
38		235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600			
39		236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000			
40		237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300			
41		238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600			
42		239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000			
43		239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300			
44		240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600			
45		241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900			
46		242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700				

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000				
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300				
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500				
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800				
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100				
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400				
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600				
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900				
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200				
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500				
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700				
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000				
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300				
	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500				
	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700				
	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000				
	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300				
	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500				
	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700				
	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000				
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300				
	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500				
	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700				
	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000				
	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300				
	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500				
	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700				
	74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500					
	75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800					
	76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000					
	77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200					
	78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500					
	79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800					
	80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000					
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200						
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500						
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800						
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000						
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200						
86	256,000	297,100	346,000								
87	256,300	297,400	346,400								
88	256,600	297,700	346,800								
89	256,900	298,000	347,000								
90	257,200	298,300	347,400								
91	257,500	298,600	347,800								
92	257,800	299,000	348,200								

職員 の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	93	258,100	299,200	348,400							
	94		299,400	348,800							
	95		299,700	349,200							
	96		300,100	349,500							
	97		300,300	349,800							
	98		300,600	350,200							
	99		301,000	350,600							
	100		301,400	351,000							
	101		301,600	351,500							
	102		301,900	351,900							
	103		302,200	352,300							
	104		302,500	352,700							
	105		302,700	353,200							
	106		303,000	353,600							
	107		303,300	353,900							
	108		303,600	354,200							
	109		303,800	354,700							
	110		304,200								
	111		304,600								
	112		304,900								
113		305,100									
114		305,300									
115		305,600									
116		306,000									
117		306,200									
118		306,400									
119		306,700									
120		307,000									
121		307,400									
122		307,600									
123		307,900									
124		308,200									
125		308,500									
再雇用 職員及 び定年 前短時 間再雇 用職員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000	528,700

(別表第2)

研究職本給表(第5条関係)【令和7年4月1日施行】

職員 の 区分	職務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号俸	本給月額 円	本給月額 円	本給月額 円	本給月額 円	本給月額 円	本給月額 円
再 雇 用 職 員 以 外 の 職 員							
	1	183,900	233,900	326,100	376,000	446,500	552,600
	2	185,000	238,200	328,100	377,400	456,400	559,800
	3	186,200	240,900	330,100	378,800	465,800	565,100
	4	187,300	243,600	332,100	380,200	475,700	569,600
	5	188,400	246,200	333,900	381,600	485,300	573,600
	6	190,500	247,800	335,900	383,000	495,100	576,600
	7	192,600	249,300	337,800	384,400	504,000	578,800
	8	194,700	250,800	339,700	385,800	511,900	580,800
	9	196,800	252,300	341,500	387,200	519,700	
	10	198,800	254,400	343,100	388,700	526,800	
	11	200,800	256,500	344,700	390,100	532,100	
	12	202,800	258,500	346,300	391,500	536,600	
	13	204,800	260,500	347,900	392,900	539,600	
	14	206,700	262,800	348,900	394,400	541,600	
	15	208,600	265,100	349,900	395,900		
	16	210,400	267,300	350,900	397,400		
	17	212,100	269,500	352,000	398,900		
	18	213,900	271,900	353,300	400,500		
	19	215,700	274,300	354,500	402,100		
	20	217,500	276,700	355,700	403,800		
	21	219,300	279,000	356,900	405,000		
	22	221,100	281,100	358,000	406,400		
	23	222,800	283,200	359,100	407,800		
	24	224,500	285,200	360,200	409,100		
	25	226,200	287,200	361,300	410,400		
	26	228,300	289,100	362,300	411,700		
	27	230,200	291,000	363,300	413,200		
	28	232,100	292,900	364,300	414,700		
	29	234,000	294,800	365,200	415,900		
	30	235,100	296,300	366,100	417,100		
	31	236,200	297,800	366,900	418,700		
	32	237,300	299,300	367,700	420,200		
	33	238,700	300,800	368,400	421,500		
	34	240,200	302,300	369,200	422,900		
	35	241,700	303,800	370,000	424,300		
	36	243,200	305,200	370,800	425,700		
	37	244,700	306,600	371,600	427,100		
	38	246,300	307,500	372,400	428,500		
	39	247,900	308,400	373,200	429,900		
	40	249,500	309,300	374,000	431,300		
	41	251,100	310,100	374,800	432,400		
	42	252,600	310,600	376,100	433,700		
	43	254,100	311,100	377,400	435,100		
	44	255,600	311,600	378,600	436,400		

職員 の 区分	職務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	45	257,100	312,100	379,300	437,200		
	46	258,400	312,600	380,300	438,000		
	47	259,600	313,100	381,100	438,900		
	48	260,800	313,600	381,800	439,800		
	49	262,000	314,000	382,500	440,600		
	50	263,100	314,500	383,200	441,400		
	51	264,200	315,000	383,900	442,000		
	52	265,300	315,500	384,600	442,800		
	53	266,400	315,900	385,200	443,200		
	54	267,500	316,400	385,900	443,800		
	55	268,500	316,800	386,700	444,300		
	56	269,500	317,200	387,500	444,800		
	57	270,500	317,600	388,100	445,300		
	58	271,200	318,000	388,900			
	59	271,800	318,400	389,600			
	60	272,400	318,800	390,300			
	61	273,000	319,200	390,900			
	62	273,600	319,800	391,600			
	63	274,200	320,400	392,300			
	64	274,800	321,000	393,000			
	65	275,400	321,500	393,700			
	66	276,000	322,100	394,300			
	67	276,600	322,700	394,900			
	68	277,200	323,300	395,600			
	69	277,800	323,800	396,300			
	70	278,500	324,400	396,800			
	71	279,200	325,000	397,400			
	72	279,900	325,600	398,000			
	73	280,500	326,100	398,500			
	74	281,200	326,800	399,100			
	75	281,900	327,500	399,700			
	76	282,600	328,200	400,200			
	77	283,200	328,900	400,700			
	78	283,900	329,600	401,200			
	79	284,600	330,300	401,700			
	80	285,200	331,000	402,400			
	81	285,800	331,700	402,800			
	82	286,500	332,500				
	83	287,200	333,200				
	84	287,800	333,800				
	85	288,400	334,300				
	86	289,100	334,800				
	87	289,800	335,200				
	88	290,400	335,600				

職員 の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	89	291,000	335,900				
	90	291,700	336,400				
	91	292,400	336,800				
	92	293,000	337,200				
	93	293,600	337,500				
	94	294,300	337,900				
	95	294,900	338,300				
	96	295,500	338,700				
	97	295,800	339,200				
	98	296,400	339,700				
	99	297,000	340,200				
	100	297,500	340,700				
	101	298,000	341,200				
	102	298,400	341,700				
	103	298,800	342,200				
	104	299,200	342,700				
	105	299,600	343,100				
	106	300,100	343,500				
	107	300,600	344,000				
	108	300,900	344,400				
	109	301,100	344,900				
	110	301,500	345,300				
	111	301,800	345,700				
	112	302,000	346,100				
	113	302,300	346,600				
	114	302,600	347,000				
	115	302,900	347,400				
	116	303,200	347,800				
	117	303,500	348,300				
	118	303,800	348,700				
	119	304,000	349,100				
	120	304,300	349,500				
	121	304,600	349,900				
再雇用 職員及 び定年 前短時 間再雇 用職員		221,800	263,600	288,600	331,400	390,600	530,400